

動薬協会発 100 号
令和 2 年 10 月 5 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

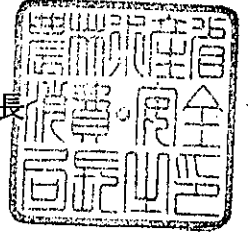
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（2 消安第 2846 号）がありましたので、お知らせします。

2 消安第 2846 号
令和 2 年 9 月 29 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしくお願ひします。



都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

本年 4 月 3 日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 16 号。以下「改正法」という。）が公布され、都道府県は、国が定める飼養衛生管理指導等指針（以下「指導指針」という。）に即して、飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定めることとなりました。

このことを受け、「飼養衛生管理指導等指針及び飼養衛生管理指導等計画の策定について」（令和 2 年 8 月 11 日付け 2 消安第 2109 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、指導指針の案を示すとともに、貴都道府県には、指導計画の策定を依頼したところです。

また、飼養衛生管理基準についても、6 月 30 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されており、新基準については、豚及びいのししの新基準が先行して 7 月 1 日から施行されるとともに、その他の畜種の新基準は 10 月 1 日から施行されることとなっています。

これらの状況を踏まえ、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について、下記により定めることとしたので、生産現場での指導に当たっては、指導指針、指導計画及び本通知を総合的に活用し、効率的に実践するよう特段の御配慮をお願いします。

記

1 家畜の所有者から都道府県への報告様式

改正法による改正後の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）及び新基準の内容に合わせ、法第 12 条の 4 第 1 項に基づき、毎年、家畜の所有者が都道府県知事に行うこととされている、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期の報告様式」（以下「定期報告様式」という。）を別添 1 のとおり改訂します。

今回の定期報告様式の改訂に当たっては、家畜の所有者等の飼養衛生管理基準に対する理解の進展を図ること、並びに①家畜の所有者等による自己点検及び改善計画の策定、②家畜防疫員による確認及び指導、③家畜防疫員による改善指導内容の飼養衛生管理マニュアルへの反映、④家畜の所有者等による指導内容の実践、といった一連の流れを関係者間で共有可能とすることを目的に、これまで別途作成していた家畜防疫員による確認様式と一元化しました。

定期報告様式は、農林水産省ウェブサイト（※1）に掲載しているもので、家畜の所有者、畜産関係者等へ周知をお願いします。

2 都道府県から国への報告様式

指導指針の第三章のⅢの（2）に規定する前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況並びに（3）に規定する指導、助言、勧告及び命令の実施状況の報告については、別添2の様式により実施するようお願いします（※2）。なお、家畜の飼養衛生管理の状況は、単に定期報告の内容を取りまとめるものではなく、前述の①から④までの取組を実践した上で、最新の状況を反映したものとしてください。

また、指導指針の第三章のⅢの（3）に規定する指導、助言、勧告及び命令の実施状況の報告については、四半期ごとに報告することとされています。当該報告に当たっては、毎年1月、4月、7月及び10月末日までに、報告日を含む過去3か月間の実施状況を御報告ください。なお、命令違反者の公表に当たっては、同様に別添2の様式により速やかに御報告をお願いします（※2）。

別添2により御提出いただいた内容は、法第12条の7に基づき、農林水産省のウェブサイト（※1）で公表するので、日々の指導及び次回の指導計画策定の参考としてください。

本通知の発出をもって、①「家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充及び飼養衛生管理基準の改正を踏まえた遵守指導の徹底について」（令和2年4月17日付け2消安第324号農林水産省消費・安全局長通知）、②「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き及び飼養衛生管理基準遵守状況チェック表の改訂について」（令和2年4月17日付け2消安第325号農林水産省消費・安全局長動物衛生課長通知）、③「飼養衛生管理基準の遵守指導強化について（技術的助言）」（平成31年4月19日付け31消安第361号農林水産省消費・安全局長通知）、④「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について」（平成29年3月10日付け28消安第5426号農林水産省消費・安全局長通知）及び⑤「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく立入検査の実施について」（平成29年2月1日付け28消安第4760号農林水産省消費・安全局長動物衛生課長通知）は、廃止します。

※1 農林水産省ウェブサイトのURL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

※2 報告先

農林水産省消費・安全局動物衛生課国内防疫対策室病原体管理班

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144